

令和元年 火災概要

令和元年の火災件数は、10件で前年より3件の増加となり、火災による死者が1名発生しました。

火災種別の内訳で比べると、建物火災は3件減少しましたが、車両火災とその他火災はそれぞれ3件増加しました。

火災の原因は様々で、建物火災では原因の特定に至らないものもありましたが、車両火災では、建設機械や農業用機械のエンジン部分等の整備、清掃不良等、その他火災では、火入れやゴミ焼、タバコのポイ捨て等です。このように、自らが気を付けることで防げる火災が毎年のように発生しています。

火災は、ちょっとした不注意や油断から簡単に発生してしまいます。皆さんの命や大切なものを守るため、皆さん一人一人の防火意識を高め「火災のない町、当別町！」を目指しましょう。

月別発生状況

月別	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	計	前年比
火災件数		1		2	2	2	1			2			10	+3
内 訳	建 物		1				1						2	-3
	林 野					1							1	±0
	車 両				1	1	1			1			4	+3
	その他				1	1				1			3	+3



住宅火災から身を守る3つのステップ

ステップ1 住宅内の防火点検

住宅火災を起こさないようにするためには、まずは「自分の家を知りましょう・・・」各部屋や廊下などを隅々まで点検し、火災になり得る原因を見つけ、どうしたらそれを未然に防げるかを考え、行動に移すことから始めてみましょう。(例えば、コンセントのほこりを掃除する・・・など)

ステップ2 住宅用火災警報器の設置

近年の住宅火災による死者(放火自殺者等を除く。)の発生状況をみると、**逃げ遅れが最も多く全体の約5割を占めています。**(就寝時間帯が昼間に比べて人命の観点で危険性が高いと言えます。)

また、平成30年の住宅火災による死者(放火自殺者等を除く。)は、926人となっており、このうち65歳以上の方は668人(70.6%)で、7割を超えているのが現状です。火災による死者を減少させるため、平成20年6月1日、全ての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務化となりました。

消防庁において、住宅火災における被害状況を分析したところ、設置している場合の死者の発生は約4割、焼損面積や損害額は概ね半減したと発表されています。

ステップ3 住宅用火災警報器の維持管理

設置の義務化から10年を経過し、電池切れや故障している住宅用火災警報器があるかもしれませんので作動するか定期的に点検を行ってください。

メーカーによって、点検方法が異なる場合がありますが、一般的には、本体にボタン(ひも)等がついており、押すと(引くと)音声の流れ、音声の流れた場合は正常に作動しています。

